

2016年 2月19日

大阪府教育委員会教育長 様

大阪府職員労働組合教委支部
支部長 袋井 龍成

2016年度要求書

組合員の切実な要求である人員増などによる、勤務労働条件の改善、それによる府民サービス向上に向けて、下記のとおり要求する。

回答は、誠意をもって速やかに行われたい。

また、欠員を直ちに補充し、産休・育休者や病欠者の代替は正規職員でおこなうなどにより、勤務労働条件の悪化をまねかない対策を講じること。

勤務労働条件など要求にかかわる事項については、今後も労使の協議を行うこと。

記

1. 当面する人員、組織に関わる要求

- 1 新規事業の実施及び組織改編や年度途中の業務内容の変更に伴う勤務労働条件の変更にあたっては、事前に情報提供を行うとともに支部・分会と十分協議すること。また関係各課の勤務労働条件の変更内容を速やかに説明すること。
- 2 退職者の補充、年度途中の欠員、長期の病気休職者及び産休・育児休業者及び介護休業者の代替要員は、速やかに正規職員で補充すること。
- 3 人事異動については、労働条件の変化を配慮すること。
- 4 非常勤職員及び賃金職員の勤務労働条件を一般職員化により不利益を生じさせることなく向上させ、正規職員への道筋を設けること。
- 5 視覚・聴覚、ケガや病気等で障がいのある職員が業務を十分に遂行できるよう、業務アシスタントを必要に応じて配置すること。また、その制度化を行うこと。
特に視覚障がい者への労働安全衛生上の配慮のため、教育センターの電話交換業務は正規職員の複数配置とし、業務アシスタントを配置するなど、安全面への配慮を行うこと。
- 6 耐震補強・大規模改修工事、境界協議等の増加、アスベスト対策への対応、食堂や自販機の公募への対応について、業務量の増加に伴い職員の勤務労働条件に影響が出ることのないようにすること。
- 7 考古学等文化財担当職員について、今後数年間に生じる大量退職等による欠員補充への対応準

- 備を整え、継続的に新規採用を行うこと。
- 8 教育センターを文部科学省指定の研究機関として、今後とも充実発展させると共に、研究職の新規採用を行うこと。
 - 9 図書館において、この間長期にわたって年度当初に欠員が生じている事実を重く受け止め、定年退職の見通しを踏まえた計画的採用を行うこと。採用試験にあたっては、採用候補者名簿の採用を含め、人員の確保に向けたあらゆる措置を取ること。
 - 10 図書館業務への市場化テストの導入、図書館の指定管理者制度の導入については、正規職員の勤務労働条件への影響が生じないように配慮すること。
 - 11 総務サービス事業の展開に伴う、福利課職員の学校総務サービス課との兼務発令による過重労働を解消すること。
 - 12 学校総務サービス課内に経営工学職の配置をおこない、一般職員が担当しているシステム管理業務の過重労働を解消すること。
 - 13 新規事業・変更事業に付随して、学校総務サービス課において発生する人件費支給等に係る業務量の増加にたいして、執務スペースの確保、勤務労働条件の悪化や過重労働を発生させないように措置すること。
 - 14 施設財務課における契約局の委託入札業務に関する過重労働を解消すること。
 - 15 学校事務職員の定数減に伴う事務局職員の過重労働を解消すること。
 - 16 休日出勤を伴う行事等への業務支援については、労働安全衛生の観点から、十分な日程のもと情報を提供するとともに、過大な割り当てを行わず、代休日の確保などに十分配慮すること。
 - 17 教職員室での採用試験事務についての過重労働を解消するための解決策を示すこと。

2. 労働条件、職場環境の改善の要求

- 1 労使慣行を遵守すること。勤務労働条件に関わる問題については、従前どおり支部・分会と十分協議すること。
- 2 「新人事評価制度」については、教育委員会事務局内の職場環境、勤務労働条件の差異を考慮し、公平・公正で客観基準に基づくものへと抜本的に見直しをはかり、職員の執務意欲の低下を招く人事評価結果の賃金への反映を中止すること。

- 3 時間外勤務手当及び旅費、出張に伴う負担金などを完全支給すること。
- 4 恒常的残業が解消されていない現状を真摯に受け止めて、これまで以上の対策を講じる必要がある。そのための実効ある具体策を早期に明らかにすること。また、時間外勤務実態を把握するとともにサービス残業をなくすこと。
- 5 休日・早朝出勤をやめること。やむを得ず行う「勤務を要しない日」及び「休日」の出勤については、勤務を要しない日の振替及び代休をもって措置すること。手当等は、完全に支給すること。
- 6 1日60分以上の時間短縮を早急に実現すること。保育特休の廃止で消失した残り15分問題について、保育のための時間短縮を有給で保障すること。また、期間を小学校1年生まで延長すること。
- 7 総務サービス事業は、変則勤務・カウンターのある図書館などの出先職場の実態への配慮がなく、多大な犠牲を強いられている。ただちに以下の改善を行うこと。
 - 7-① 視覚障がいのある職員には利用しやすい機材・機器を配備すること。
 - 7-② プライバシー保護のためにも、パソコン端末配置場所のプリンターを増設すること。
 - 7-③ 誰もが分かりやすいシステムに改善すること。また、わかりやすいマニュアルを作成し、サポート体制も充実すること。
- 8 教委職場の冷暖房の期間と時間を実態に合わせて延長し、適温を保つこと。別館は、空調の抜本的な改善を行うこと。
- 9 別館内に輪転機が1台しかないため、教育委員会事務局として共用の高性能印刷機（自動丁合、ステープル、両面など）を設置すること。
- 10 職場ごとに実施される人権研修は、労働安全衛生の充実の観点からその内容を事前に公表するとともに支部・分会と協議すること。
- 11 2012年に保健体育課から福利課に業務移管された「教職員健康管理及び労働安全衛生に関する業務」について、訪問者を受け入れる職員の勤務労働条件に影響が出ることのないよう配慮すること
- 12 生理休暇、妊婦の時差出勤、業務軽減等の母性を守る権利、育児時間等の保育に関する権利を完全に行使できるよう、その趣旨の徹底と必要な人的措置を行うこと。
- 13 女子更衣室を別館6・8階にも確保し、設備等の改善と拡張を行うこと。また、女子更衣室及び執務室内のロッカーは、ひとり1個鍵付きとすること。教育委員会職場に男女別の休養室を設置すること。女子トイレに暖房便座を設置すること。

- 14 VDT作業による健康障害が生じないよう昭和63年4月1日「VDT作業のための労働衛生管理基準」に基づき従事時間の制限等の徹底を図ること。
- 15 各職場の労働安全衛生委員会の活性化を図り、その機能を十分に果たすこと。
- 16 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等、一切のハラスメントの無い職場づくりのため、「指針」の遵守および二次加害の防止に向けて研修等指導を徹底すること。また、研修等に当たっては、被害者に配慮しつつ過去の具体例等も取り上げて、より効果あるものとする。
- 17 文化財保護課や図書館などから他団体への職員派遣・出向については、派遣職員の健康と安全に万全を期すこと。派遣・出向先での勤務労働条件は府と同等以上を確保し、変更のある場合は、支部・分会と協議すること。
- 18 本庁各課の執務スペースを拡大すること。また、文化財保護課本室を大手前庁舎(別館)に戻し、教育委員会事務局各室課すべての執務室を別館に設けること。高等学校課、施設財務課、福利課、学校総務サービス課の執務スペースの拡大を早急に行うこと。
また、執務室の環境を改善すること。大括り室におけるいわゆる「タコ足配置」をしないこと。
- 19 文化財の公開と活用を促進するために発生している過重労働を解消すること。
- 20 職員の健康診断など、労働安全衛生にかかわる事業を充実すること。また年金制度の変更に伴う、福利課職員の過重労働を防止すること。その対策について分会・支部と十分に協議すること。また、介護休業手当金の給付など、労働安全衛生にかかわる雇用条件については改善すること。
- 21 55歳以上の職員が人間ドックの受診を希望した場合は、全員受診できるようにすること。
- 22 図書館情報システムの更新等に伴って勤務労働条件の変更が発生する場合は、その内容について事前に職員、分会、支部より意見を求め協議すること。
- 23 技術職及び専門職の適正な昇任昇格制度の運用を行うことにより、公平な給与支給を行うこと。また、性別や思想、組合活動を理由にした昇任昇格制度の運用や、勤務労働条件の改悪を行わないこと。
- 24 土・日曜日、祝日、休日に開館している図書館などにおいて、週休日、祝日、休日の勤務を強要することなく、必要な人員を配置するとともに、週休日における連続休暇の確保等、労働安全衛生に配慮し、勤務労働条件の維持・向上に向けた対策を講じること。
- 25 図書館における市場化テスト委託業者・指定管理者との共同の職場環境の改善を行うこと。そのために、労働安全衛生の観点から情報交換や協議等を密に行い、スペースの確保などの必

要な措置を講じること。

26 大阪市立支援学校 1 2 校の大阪府への移管に伴う、事務局の業務量を明らかにするとともに、これに伴う執務スペース、労働環境を十分に用意し、勤務労働条件の低下を招かないこと。

27 図書館の全資料の遡及入力業務にあたっては、十分な予算および人員を確保し、これに伴う過重労働が発生することのないようにすること。

28 マイナンバー関連業務による事務局の業務量を明らかにするとともに、これに伴う過重労働が発生することのないようにすること。

以上、要求する。

また、以下の事項について要望します。誠意をもって対応されるよう強く求めます。

1. 当面する人員、組織に関わる要望

1 人事異動については、本人希望を十分尊重すること。変則勤務職場である図書館の行政職の異動は、労働条件の変化を配慮し、希望に基づく早期の内示を行うこと。

2 教育センターの図書室に常勤の司書を配置すること。

3 図書館業務への市場化テストの導入、図書館の指定管理者制度の導入は撤回すること。正規職員による直営に戻すこと。

4 大阪市立支援学校 1 2 校の大阪府への移管による事務局の業務量を明らかにするとともに、これに伴う、適正な人員措置を関係各課に講じること。

5 マイナンバー関連業務による事務局の業務量を明らかにするとともに、これに伴う、適正な人員措置を関係各課に講じること。

2. 労働条件、職場環境の改善の要望

1 府立学校での出張に伴う入場料や負担金などを完全支給するよう指導すること。そのために必要な予算を確保し、PTA会費など私費での支出を止めること。

2 各財団への委託料の削減を行わず、必要な予算を確保すること。

- 3 「国旗掲揚」「国歌斉唱」を学校に強制しないこと。また、卒業式・入学式等において職員を学校に派遣し調査しないこと。
- 4 教委支部事務所を教委当局の責任において確保すること。
- 5 職場に、ハラスメントの事案がは発生した時には組合も入れた第3者委員会を設置して検討し、問題の解決と被害者の救済をはかること。
- 6 文化財の公開と活用を促進するために必要な予算と人員を確保すること。
- 7 堺市へ移管された旧・大阪府立泉北考古資料館（現・堺市立泉北すえむら資料館）について、今後も陶器出土資料全体が有効に公開・活用できるような協力体制を、府市間で構築していくこと。
- 8 府市統合計画による拙速な調査組織の統合は行わず、文化財調査全般にわたって、行政が責任を持って財団法人大阪府文化財センター等との調査分担等の調整を実施する体制を維持すること。
- 9 教育センターの備品購入費・修理に要する予算を大幅に増額すること。
- 10 訪問する職員の労働安全衛生上の観点からプライバシー保護のため、適切な人員配置と、防音設備のある問診室または相談室を、別館に至急設置すること。
- 11 公立学校共済組合大阪支部についてその運営審議会委員を、教委支部から選出すること。
- 12 職員の労働安全衛生の充実にかかる福利厚生事業について、公立学校共済組合業務を円滑に行うための、学校の事務の改善を行うこと。
- 13 中之島図書館の書庫について、施設資料保存のため以前から要求している空調設備の改善を早急に行うこと。

3. 府民サービス拡大の要望

- 1 「地域改善対策特別措置法」が失効している中であって、継続されている不公正な同和行政を直ちに終結すること。また、行政の主体性を確保し、特定団体や業者の不当な介入を許さず、特権的な予算措置等を行わないこと。
- 2 支援学校の増設を始め、支援教育の充実を図ること。そのために、必要な予算、人員等の確保を行うこと。また、大阪市の支援学校の大阪府への移管に伴う事務処理に当たっては、担当職員の過重な業務とならないようにすること。

- 3 府立高校での必要な予算を確保し、保護者負担の軽減を行うこと。今後も、授業料無償化を継続すること。府立高校での公費・私費の区分を明確にすること。
- 4 高等学校の統廃合を行うことなく 30 人学級を行うなど、ひとりひとりを大切にし、行き届いた教育環境を整備すること。
- 5 府立学校の教務事務補助員を復活させ、雇用に必要な予算を確保すること。
- 6 職員基本条例・教育基本条例は廃止すること。職員の政治的行為の制限に関する条例・労使関係における職員団体との交渉等に関する条例は廃止すること。
- 7 史跡の公有化、整備を促進すること。指定文化財等の保存事業や埋蔵文化財調査費の府補助金を従前の体制に戻すこと。また、史跡の保存、整備にあたっては、文化財保存団体等府民の意見を広く取り入れた計画の策定を行うとともに開発による遺跡・史跡の破壊を絶対に許さないこと。
- 8 弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館については、府市統合計画による拙速な府市博物館管理運営団体の再編は行わないこと。指定管理者による運営を見直し、運営に当たっては資料の収集・保存・展示・公開という本来のあり方が十分に機能するよう図ること。さらに職員の増員、予算の拡充により、一層の府民サービスの向上に努めること。また、狭山池博物館については事務職の正職員を配置するよう、都市整備部に対して申し入れること。人員や予算の削減は行わないこと。
- 9 本庁舎整備に関わって出土した遺物等の保存、公開、展示、研究のための恒久的な施設を本庁周辺に建設し、資料の活用を十分に図ること。
- 10 文化財保護と活用を充実発展させるため、平成 23 年 8 月に課内でとりまとめた『今後の文化財保護行政のありかたについての提言』に提示された中長期的提言を実現するため、具体的な予算・人員の措置を講ずること。
- 11 発掘調査業務を安易に民営化しないこと。財団が今後とも文化財保護行政に貢献できるよう、適正に位置づけ指導監督すること。
- 12 府立夜間定時制高校の給食について、①生徒が必要としている限り、食数に関わらず事業を継続すること。②また、魅力ある給食となるよう、内容の充実を図ること。
- 13 支援学校の学校給食の調理業務委託をやめ、直営に戻すこと。業務委託が直営に比して優位性があるとの回答であるが、直営方式が委託方式より劣っている事例があれば示すこと。また、給食調理員への退職の強要などは絶対に行わないこと。

- 14 支援学校の学校給食施設について、①実態を調査・点検し、安全・安心な学校給食の確保を図ること。②全校に空調設備を整備すること。そのため、教育委員会の関係課を挙げて、必要な予算確保に向けて積極的に取り組むこと。③大阪市立特別支援学校の府移管（府市統合）に関して予想される課題を明らかにすること。
- 15 中央図書館及び中之島図書館の運営については、労使の合意を前提に民主的に協議、検討すること。
- 16 図書館の資料費（オンラインデータベース使用料等を含む）など必要経費は、大幅に増額し、高度化する府民および市町村図書館の要求に十分にこたえられるようにすること。
- 17 図書館の協力車の運行は、府立図書館の基本的機能である市町村支援の基盤となることから、更なる充実に努めること。
- 18 府立図書館の任務であるネットワーク機能拡充のため、府内全域サービス実現のための図書館振興策を策定し、資料配送のために必要な予算を確保するとともに、引き続き大阪府 Web-OPAC 横断検索の充実に努めること。
- 19 地域資料サービスの拡大を図ること。特に、府政資料は、デジタル形態で発行されるものも含め、もれなく収集できるように引き続きシステム運用と拡充に努めること。
- 20 府立図書館が担うべき「児童サービス」の本来の業務を充実させること。
 - 20-① 市町村立図書館に対するセンター的機能を充実すること。
 - 20-② 資料費や行事・イベントなど直接サービスのための予算及び人員を増やすこと。
 - 20-③ 学校支援の充実にために、必要な資料費および搬送費等の予算確保を行うこと。
- 21 府立図書館の障がい者サービスの充実を図ること。
 - 21-① 対面朗読料の単価アップを行うと共に利用者の要求に応じて十分な回数分の予算（報償費＋旅費）を確保すること。
 - 21-② 来館不可能な利用者への郵送貸出の予算を増額すること。
 - 21-③ 録音図書作成費を予算化し、十分な予算を確保すること。
 - 21-④ 録音図書のデジタル化に対応できるように再生機の購入・パソコンの導入など計画的な予算措置を行うこと。
 - 22-⑤ 来館に困難を覚えている障がい者などの安全な利用を保障するため「送迎ボランティア」を確保すること。
- 23 両図書館の図書保存対策を講じること。
 - 23-① 文庫等の貴重な資料群で、酸化による紙の劣化が進行している。図書の劣化状態を調査し、マイクロフィルム化・デジタル化などの長期保存に耐えうる対策を予算化も含め検討すること。
 - 23-② 補修製本費の増額、保存・補修を行うことを確実に進められるよう、必要な措置を講じること。

- 23-③ 日常的補修製本のための研修を実施するとともに、研修会等に参加できるよう予算確保を行うこと。
- 24 府立中央図書館の駐車場を無料化するとともに、他の社会教育施設の駐車場を有料化しないこと。
- 25 府の情報提供機関が閉鎖に伴い、府内の図書館の中核である府立図書館に資料の受け皿としての役割が増加しているため、図書館の所蔵資料の増加に伴う書庫スペースの確保に必要な措置を行うこと。
- 26 蔵書点検については、府民の財産である図書館資料の管理にあたっては、図書館サービスの基礎となる業務であることを認識し、確実に実施すること。蔵書点検中の部分開館は、作業効率、点検効果を著しく低下させるだけでなく、十分な利用者サービスが提供できないため、今後は実施しないこと。
- 27 国際児童文学館については、府議会附帯決議を踏まえ、必要な予算、人員等を確保し、充実させること。特に、中央図書館に移転した資料の管理を確実に行うための必要な予算、人員等を確保すること。
- 28 府立のスポーツ施設、博物館、図書館、社会教育施設の運営は行政が責任をもって行えるよう指定管理者とせず直営とすること。
- 29 中之島図書館のリニューアル後の運営については、サービスのあり方、資料の保存、府民に対する図書館サービスの提供といった府立図書館本来の役割を確実に果たし、充実させることを最優先として、職員、府民の意見を踏まえて進めること。
- 30 府民の要望に応えるため、府庁別館の来庁者向けに、待合室または椅子などを本館同様に設置すること。